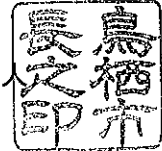


# 一般廃棄物収集運搬業許可証

令和5年11月29日

有限会社 佐賀資源開発  
代表取締役 山口 政治 様

鳥栖市長 向門 慶



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 57 号
住所	佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1
氏名	有限会社 佐賀資源開発 代表取締役 山口 政治
市内を所管する 営業所の所在地	佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1
取扱廃棄物の種類	事業系可燃ごみ
収集、運搬 及び処分の別	運搬(積替え・保管を除く)
営業の区域	収集区域の市町村長に許可を受けた事業所に限る。 (鳥栖市内での収集業務は不可)
許可期限	令和5年12月18日から 令和7年12月17日まで
許可の条件	裏面のとおり